

その3

地球のための新ルール

新エネ等電気利用法（RPS制度）が制定されました。

政府は、一九九〇年に温室効果ガスの排出抑制を目指す「地球温暖化防止行動計画」を策定し、先進主要諸国が共通の努力を行うことを前提に、一人あたりのCO₂の排出量を二〇〇〇年以降概ね一九九〇年レベルに安定させるという目標を設定しました。

この計画では、具体的な対策として、都市・地域構造、交通体系、生産構造、エネルギー供給構造、ライフスタイルのあり方を幅広く見直すとともに、これらに関する技術開発及びその成果の普及を促進することとしています。

特にエネルギーに関しては、利用効率の改善を図るとともにCO₂を排出しない新エネルギーの開発と利用を推進することとしています。

そのため環境に優しい太陽光、風力といった新エネルギーの導入促進を目的とした「新エネ等利用法」が平成十五年四月一日から施行されます。

新エネ等電気利用とは？

本法では、太陽光、風力といった環境に優しく、エネルギーセキュリティの面にも優れたこれらの新エネルギー等から発電された一定量以上

の電気利用を電気事業者に義務づける制度です。

正式名称 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」

RPS (Renewables Portfolio Standard) 略

新エネルギー等電気とは？

電気事業者の義務履行が可能となる新エネ等電気とは、太陽光、風力、バイオマス、中小水力（水路式で、一〇〇kw以下）、地熱をエネルギー源とする発電設備のうち、経済産業大臣に認定された設備から発電された電気です。

業務履行について

電気事業者は、義務履行の際、自ら発電して供給する

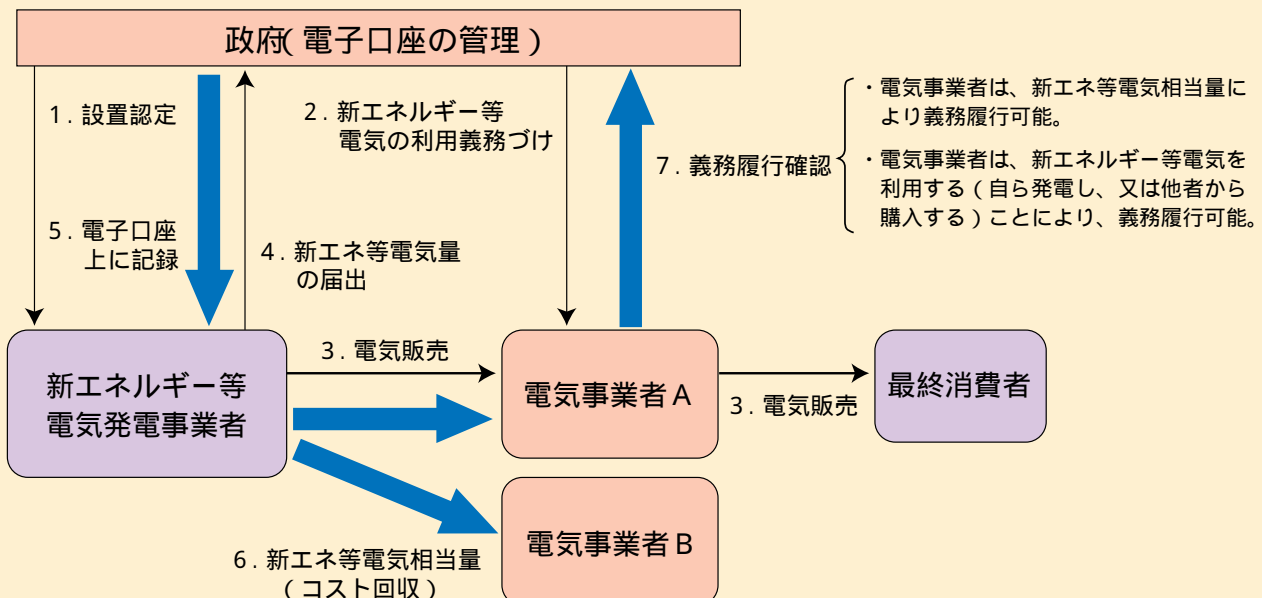
他から新エネルギー等電気を購入して供給する

他から新エネルギー等電気相当量を購入する（義務量の減少）

という選択肢の中から、最も経済性の優れた方法を選ぶことができます。

1 RPS制度の概要説明（全体の制度の流れ）

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の制度の概要



利用目標について

経済産業大臣は二〇一〇年度から八年間分の全国の利用目標量を総合資源エネルギー調査会や関係大臣の意見を聞いて定めます。二〇一〇年度の目標量は百二十二億kwh（二〇一〇年度の推計義務量は三十三億kwh）です。

設備認定とは

設備認定を受けるためには、沖縄総合事務局に経済産業大臣宛の申請書を出していただく必要があります。（住宅用太陽光発電については、電気事業者による代行申請も行うことができます。）

認定基準

- ・新エネ等電気の販売量が的確に計量できる構造であること
- ・新エネ等以外のエネルギーとハイブリッド発電（バイオマスと重油との混焼等）の場合、発電量に占める新エネ等比率を的確に把握・記録しつつ発電のできる方法であること
- ・地熱発電については、地下資源（熱水）を著しく減少させない発電方法であること
- 認定に必要な書類
 - ・申請書
 - ・認定基準を満たしているか確認できる構造図・配線図

最後に

地球環境対策の一層の充実を図り、二〇一〇年度の目標である百二十二億kwhの新エネルギー等電気の利用を達成するため、制度の円滑な実施にご協力をお願いします。



具志川風力発電所：単機出力1950kwを誇る日本最大の風力発電設備

新エネ等発電事業者、電気事業者はそれぞれ電子口座の開設を届け出ることができ、「新エネ等電気相当量」は、電子口座において管理されます。

新エネルギー等電気の利用の目標量

(億kwh / 年)							
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
73.2	76.6	80.0	83.4	86.7	92.7	103.3	122.0



糸満市役所新庁舎太陽光発電システム：[平成14年度第7回新エネ大賞（資源エネルギー庁長官賞）を受賞]容量195.6kw

個々の発電設備認定及びRPS制度に関する点について疑問などがございましたら

沖縄総合事務局
経済産業部環境資源課

866 - 0031

（内296）まで